

(前のページより続き)

〔公告〕

諸事項

裁判所 破産、免責、再生關係

(号外第 65 号)
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
工事完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の处分・効力停止関係

**行旅死亡人、法人解散命令処分關係
会社その他**

一〇〇 九八 九六 七〇

省令

○国土交通省令第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

立夏二月廿九日

国土交通大臣 前原誠司

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四〇号）

第一条の二第一項の表一(九)の項由

置外壁そで星
及び高さ
塔その他のこれらは類似のものとす

外壁、そこで壁、塀その他これらに類するものの位
置及び高さ

に改め、同表八十の項中「及び附則第五項」

を削り、同条第一項の表三中

国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書

ト構造計算チエングクリス
物計画の構造の種別建築
物の構造による建策
算に係る建策
算による構造
算による構造
規性を確
かめの建策
他の建策
の建策
の建策

条件に適合するかとシカモ照合するための事項

構造計算チエツクリスト
ト
「構造計算書」を「構造計算書」に改め、同条第四項の表一(五)の項中
申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算による構造
計算による構造計算の結果を認めることのできる建築
条件に適合するか、どうかを照合するための事項使
用建築

電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況
常用の電源及び予備電源の種類及び構造	予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
予備電源の容量及びその算出方法	予備電源の容量及びその算出方法
ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という）に係る電気配線の構造	ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という）に係る電気配線の構造

を

電気設備の構造詳細図		受電設備の電気配線の状況	
予備電源の容量を算出	常用の電源及び予備電源の種類及び構造	予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況	予備電源に係る警報設備（以下「ガス漏れ警報設備」という）に係る電気配線の構造
した際の計算書を算出	予備電源の容量及びその算出方法	ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という）に係る電気配線の構造	ガス漏れ警報設備
各階平面図	照明器具の配置	非常用の照明装置によつて、床面において一ルク以上の照度を確保することができる範囲	予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
各階平面図	照明器具の構造	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造	照明装置の位置及び構造	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
便槽の構造	非常用の照明装置によつて、床面において一ルク以上の照度を確保することができる範囲	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
二面以上の断面図	くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
所」に、	便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
二面以上の断面図	くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	照明装置の位置及び構造	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
給水タンク等の位置及び構造	非常用の照明装置によつて、床面において一ルク以上の照度を確保することができる範囲	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
配管設備の構造	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
水槽、流しその他水を入れ、又は受けける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法
当該部分に講じた防凍のための措置のある部分及び	予備電源の位置	予備電源の位置	予備電源の容量及びその算出方法

に改め、同表(九)の項中

二面以上の断面図							
給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	給水管、配電管等の位置及び構造	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	ガス漏れ警報設備の位置	排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	排水トランク等の位置	給水管の止水弁の位置	給水管、配電管等の他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
設備及びガス栓の位置	配管設備の末端の連結先	配管設備の種類、配置及び構造	ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造	排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽）の構造	（圧力タンクを除く。）の容量	給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の位置	オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に知覚することができるよう講じた措置
排水トランク等の位置	配管設備の系統図						

七

配管設備の仕様書

給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置
ガス栓の金属管等への接合方法	ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機器の種別	ガス栓の金属管等への接合方法
排水槽の構造	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない位置	排水槽の構造
阻集器の位置及び構造	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他のこれに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	阻集器の位置及び構造
ガス漏れ警報設備の構造	給水タンク等の構造	ガス漏れ警報設備の構造
配管設備の種類、配置及び構造	排水槽の構造	配管設備の種類、配置及び構造
配管設備の末端の連結先	ガス漏れ警報設備の構造	配管設備の末端の連結先
給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	給水管の止水弁の位置	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
排水トラップ、通気管等の位置	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法

「構造」を「換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造」に改め
 第二条の二第一項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかに改め、同条第二項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかに改めること」に改め、工事の施工を要する場合にあつては、その施工の予定期間

に、「設ける換気扇の

○環境省令第四号 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則

※参考欄	※参考欄
------	------

を

に改める。

とが明らかなに改め、同条第三項及び第四項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかに改める。別記第十九号様式注意4⑩及び別記第二十六号様式注意4⑩中「安全上、防火上及び避難物の計画の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかに改め、別記第四十一号様式及び別記第四十一号の二様式中

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)及び自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第十三号)の施行に伴い、並びに自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年三月二十九日
 自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令
 (自然公園法施行規則の一部改正)
 第一条 自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第三章 風景地保護協定及び公園管理団体(第十五条の四—第十五条の七)」を「第三章 生態系維持回復事業(第十五条の四—第十五条の九)」、「風景地保護協定及び公園管理団体(第十五条の十一—第十五条の十三)」に、「第四章」を「第五章」に改める。
 第一条から第九条までを次のように改める。
 (国立公園事業の執行の同意又は認可)

第一条 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。)第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。
 (国立公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第二条 法第十条第四項の執行の同意又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。
 法第十条第四項第六号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 一 公園施設の構造(自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。)第一号第七号の施設(以下「運輸施設」という。)にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
 二 令第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定期間